

連絡協議会の規約改正について

兵庫県及び大阪市から組織改正により、令和4年4月1日付けで組織の名称が変更された旨の連絡が事務局にありましたので、下記のとおり、規約改正の提案させていただきます。

記

1. 規約の改正について

今般の兵庫県及び大阪市の組織改正に伴う協議会の規約改正については、以下のとおり取り扱うものとする。

規約改正については、下記の委員名簿の規約改正（案）について、特段のご意見がない場合は、協議会の書面開催の通知日で規約を改正する。

連絡協議会の規約改正（案）

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 委員名簿

(順不同)

委員 「兵庫県 県土整備部 土木局 道路保全課長」を「兵庫県 土木部 道路保全課長」に改める。

「大阪市 建設局 道路部 調整課長」を「大阪市 建設局 道路河川部 調整課長」に改める。